

宮崎産業経営大学個人情報保護に関する規程

制 定 平成 19 年 3 月 28 日
最終変更 平成 27 年 5 月 26 日

(目的)

第 1 条 この規程は、大淀学園個人情報保護規程（以下「規程」という。）に基づき、宮崎産業経営大学（以下「本学」という。）におけるその具体的な運用に関する事項を定める。

(委員会)

第 2 条 規程第 4 条に基づき、本学における個人情報の保護に関する事項を審議するため、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 委員会は、大学協議会の構成員をもって構成する。

2 委員会の委員長は、学長とする。

3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

4 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。

(審議)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 個人情報の保護を目的とする全学的な施策

(2) 保護すべき個人情報についての具体的な決定

(3) 個人情報の収集、利用及び提供の制限に関する事項

(4) 個人情報の開示、訂正及び削除請求に対する不服申立てについての判断

(5) その他個人情報の保護のための措置

2 委員会は、必要に応じ、個人情報管理者及び教職員等に対し、資料の請求又は意見の聴取を行うことができる。

3 委員会は、審議結果に基づき、必要に応じて個人情報管理者又は教職員等に対して助言、指導又は勧告を行うことができる。

(管理者)

第 5 条 本学における個人情報の適切な保護のため、規程第 5 条第 2 項に定める各学部長、図書館長及び大学事務局長の他に、宮崎産業経営大学大学規程第 5 章に定める各部門の長を管理者として置く。

(事務)

第 6 条 委員会の事務は、総務課が行う。

(規程の変更)

第 7 条 この規程を変更しようとするときは、委員会及び大学協議会の審議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、理事会の承認した日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日に遡及して施行する。